

○国土交通省告示第八百三十七号

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和四年
経済産業省 国土交通省 令第一
号）の施行に伴い、及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年
経済産業省 国土交通省 令
第一号）を実施するため、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る
事項（平成二十八年国土交通省告示第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

令和四年八月十六日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>第 1 非住宅部分に係る事項 1～3 (略)</p> <p><u>4</u> 誘導設計一次エネルギー消費量の算出に関する事項 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第11条第2項の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。 エネルギー効率化設備による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量は、1の(6)に定める方法により算出するものとする。この場合において、1の(6)中「設計一次エネルギー消費量」とあるのは、「誘導設計一次エネルギー消費量」と読み替えるものとする。</p> <p>第 2 住宅部分に係る事項 1～3 (略)</p> <p><u>4</u> 誘導設計一次エネルギー消費量の算出に関する事項 (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第13条第2項の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。 エネルギー効率化設備による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量は、2の(1)～に定める方法により算出するものとする。この場合において、2の(1)～中「設計一次エネルギー消費量」とあるのは、「誘導設計一次エネルギー消費量」と読み替えるものとする。 (2) 第1の1は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第13条第4項において準用する同令第11条第2項の国土交通大臣が定める方法について準用する。この場合において、第1の1中「非住宅部分」とあるのは、「共用部分」と読み替えるものとする。</p> <p>第 3 (略)</p> | <p>第 1 非住宅部分に係る事項 1～3 (略) (新設)</p> <p>第 2 住宅部分に係る事項 1～3 (略) (新設)</p> <p>第 3 (略)</p> |

附 則
この告示は、令和四年十月一日から施行する。